

# 平成 30 年度第 1 回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：平成 31 年 2 月 19 日（火）午後 4 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分

場所：大山崎町役場 3 階 防災会議室

出席者：

委員＝太田康隆委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員（50 音順）

事務局＝斉藤政策総務課担当課長、松尾企画観光係リーダー

## 《内 容》

### 1. 開会

柴田会長からあいさつ

### 2. 委員紹介

各委員の紹介を行った。

### 3. 事務局職員の紹介

事務局職員が自己紹介を行った。

主な審議内容は以下のとおり。

会長        まず、諮問部局より今回の概要の説明を求める。

事務局      今回の審議会開催の目的といたしましては、国による法律の改正により個人情報の定義が明確化されたこと、また要配慮個人情報に関する規定の整備が行われたことにより、本町条例をその国の法律に準じて改正することを示した本町の個人情報保護条例及び情報公開条例の各改正案について内容をご確認いただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

以降、資料に基づき国の法律改正の趣旨・改正内容と大山崎町条例の改正案について説明。

会長        事務局からの説明に対し質問・意見あればよろしくお願いします。

委員        今回お示しいただいた大山崎町個人情報保護条例改正案及び大山崎町情報公開条例改正案は、国が改正した内容に準ずるということによろしいですか。

事務局      そのとおりでございます。

委員            国の法律に大山崎町の条例が準ずるというものであれば、その通りその内容に漏れがないようにきちんと内容を精査し改正していただきたいと思います。

委員            現在国は、個人情報を活用し組織の外で出せるような取組を検討されていますが、本当にそういったことが可能なのかどうか心配であります。  
行政が行う業務の範囲がどんどん広がっているように感じます。

委員            行政機関を巻き込んで経済面でビジネスチャンスを増やしていこうとしている国の動きのなかで、行政の現状としてはどういう状況でしょうか。

事務局          国は、個人情報を厳しく取扱う行政機関についても、外部に情報が出せる仕組みを検討しているところでありますが、本町及び近隣の行政の現状におきましても、国の動向を注視しつつ慎重に対応しようとしている状況であります。

委員            大山崎町情報公開条例と大山崎町個人情報保護条例の今回改正案としてお示しいただいたところについては、個人情報保護条例の内容と情報公開条例とほぼ同様の規定となっているが、一部一致していない箇所がありますが、これはなぜ一致していないのでしょうか。

事務局          大山崎町情報公開条例の改正する条文の前段において、個人情報保護条例の規定と同じ内容の文言の規定が存在し、「以下同じ。」として記載しています。

今回お示ししている大山崎町情報公開条例において改正する条文の中で「以下同じ。」と記載されたものと同じ文言の規定がされていることにより、その内容が省略された形となっています。

個人情報保護条例ではその詳細な内容の記載がされていますが、情報公開条例では部分的に省略されているため、見え方として一致していないものとなりますが、情報公開条例ではただ省略しているだけであり、内容としては個人情報条例と同じ内容のものが含まれているため、意味合いとしましては、一致したものとなります。

会長            各自治体の個人情報保護条例や情報公開条例については、元である法律があるもののその公開を規制する面においてはより厳しく規定したものとなっているケースがありますが、本町はそういった状況で比較的厳しく取り扱った規定となっているのでしょうか。

事務局        他の自治体との比較をおこなっていないため、はっきりしたことはお伝えできませんが、これまでの審議会の意見等を踏まえますと、より慎重な議論がされてきた経過がございますので、より厳しく取り扱った規定であると考えられます。

会長            国による個人情報保護制度についての議論が進んだ先には、改めて本町の条例改正が必要となることと思いますので、またその際は、みなさんよろしく願いいたします。

事務局        今後は、その国の動向を注視するとともに、本町における個人情報保護条例の観点から改めてその内容について審議して参りたいと考えております。

会長            他にご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので以上で審議会を終了といたします。